

## (仮称)「茨城県子どもを虐待から守る条例」への意見に対する考え方について

### 1 実施期間

平成30年10月10日(水)から平成30年10月24日(水)まで

### 2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 5名

### 3 御意見の概要と考え方

| 番号 | 該当箇所 | 意見の概要   | 考え方(案)  |
|----|------|---|---|
| 1  | —    | ○ 虐待行為の厳罰化<br>(親が子供を虐待で死亡させた場合は殺人罪の適用も検討する。)  | ○ 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。<br>なお、ご意見のとおり、虐待を行うことは犯罪であり、刑法などの法律上の罰則が規定されておりますので、国の動向などを注視してまいりたいと考えております。 |
|    | —    | ○ 虐待の目撃時に私人逮捕の権限の強化および逮捕権の強化  | ○ 同上  |
|    | —    | ○ 親またはその人物が子供を大声で怒鳴った場合は現行犯逮捕   | ○ 同上  |
|    | —    | ○ 親に「定期的に正しい子供の教育」の指導研修の義務化   | ○ 本条例では、保護者の責務を規定するとともに、虐待防止のため、県が啓発活動や子育て支援を行うよう規定しております。  |
|    | —    | ○ 定期的に親が子供に対して実行している「教育内容」のデータを市役所などに提出   | ○ 同上  |
|    | —    | ○ 子供がよく来る店舗や店員には「児童虐待の基準」について、徹底的に指導研修を義務化<br>(児童虐待の指導に問題があれば、最大無期限の営業停止処分を下すことの実施) | ○ 本条例では、虐待防止のため、県が啓発活動を行うよう規定しております。  |
|    | —    | ○ 虐待の隠蔽を行った店舗や店員には「営業停止処分」虐待幫助による「刑事処罰および懲役刑の処罰」を実施                                 | ○ 貴重なご意見として今後の参考とさせていただきます。<br>なお、ご意見のとおり、虐待を行うことは犯罪であり、刑法などの法律上の罰則が規定                                    |

|   | 該当箇所<br>(条項)               | 意見の概要  | 考え方(案)  |
|---|----------------------------|--|---|
|   | —                          | ○虐待行為に影響を及ぼしたその加害者の親達に対して、厳罰化の処罰を下す。   | されておりますので、国の動向などを注視してまいりたいと考えております。<br>○ 同上   |
| 2 | 第3条第4項                     | ○ 子ども虐待の問題では、悩める親に十分寄り添う親子両方への支援が重要な場合が多い。弱い親の味方になり支える、虐待に至る前に親が地域に救いを求めるなど、安心して助け合い、信頼できる社会にしていこうと感じられるような、温かい文面にしていきたい。  | ○ 本条例は、子どもへの支援はもとより、育児に不安を抱える保護者等に対する支援や地域活動の推進などの規定を設けておりますが、御意見を踏まえ、保護者を孤立させない社会づくりの推進について明記しました。   |
| 3 | 第24条                       | ○ 現在、児童相談所の職員は虐待問題で駆け回っており、里親や施設への委託業務などの業務に対してきめの細かい対応ができない状態になっている。保護児童の里親・施設委託業務や委託後の観察等、里親募集啓発等、児童相談所が直接行う必要のない業務に関して、アウトソーシングを活用してはどうか。   | ○ 本条例は、第24条に基づき、県が児童相談所の体制の強化に努めることとしているほか、第25条や第26条に基づき、人材の育成等に取り組むこととしております。ご意見については、児童相談所の業務の進め方に係る貴重なご意見として、関係部署にお伝えいたします。  |
| 4 | 第3条第3項<br>第9条第2項<br>第26条2項 | ○ 児童虐待事案の発生を防止するため、県、県民、市町村及び関係機関等が連携して推進していくことは大変意義深いと思う。県内には営利を目的としない様々な支援団体が存在している。児童虐待の防止等に関する法律第4条の国及び地方公共団体の責務等において「民間団体との連携の強化」が規定されており、犯罪被害者等基本法にも民間団体との連携が規定されているため、加筆してはどうか。 | ○ ご意見のとおり、民間団体も含めた関係者との連携強化は重要であると考えております。そのため、本条例では、第3条第3項や第9条第2項において民間団体も含めた関係機関等との連携・協力について規定するとともに、第26条第2項において、県は、市町村や関係機関等と連携し、地域で虐待防止に関する活動を行う団体等の育成・確保に努めることとしております。 |

|   | 該当箇所<br>(条項)                                | 意見の概要   | 考え方(案)  |
|---|---|---|---|
| 5 | 第1条<br>第10条第1項<br>第10条第2項<br>第3号<br><br>第2条 | ○条文の「総合的かつ計画的」とはどのような意味か。<br><br>○第2条第1号(児童),第2号(虐待),第3号(保護者)の範囲を第4号のように表すことにより,他の法律との範囲の違いがわかりやすくなると考える。 | ○必要な施策全般について,あらかじめ計画を立てて進めていく意味であり,様々な法令に盛り込まれている概念です。<br><br>○第2条第1号から第3号までは,法律で定義されている用語を使用するため,法律との関係を明確にする観点で法律の条項を引用する表現方法にしております。第2条第4号は,法律で定義されていない用語であり,第1号から第3号までとは条件が異なるため,表現方法が異なっております。 |